

意見書案第1号

意見書案について

別紙、「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）」を議決されたく会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年2月15日提出

加西市議会議長 後藤 千明 様

提出者	加西市議会議員	丸岡 弘満
賛成者	〃	桜井 光男
〃	〃	三宅 利弘
〃	〃	高橋 佐代子
〃	〃	黒田 秀一
〃	〃	別府 直
〃	〃	井上 智章
〃	〃	小谷 安富

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）

現在、永住外国人に地方参政権を付与する法改正を今国会において現政権は検討している。

しかしながら、日本国憲法は、第 15 条において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第 93 条第 2 項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、更に、同項中の「住民」の解釈として、平成 7 年 2 月 28 日の最高裁判所判例は、「『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

また、先進 8 か国(G 8)においても、ロシアを除く 7 か国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していない。

一方、国籍法は、第 4 条において「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものと考える。

よって、国においては、永住外国人への地方参政権付与の法律を制定することのないように強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 2 月 15 日

兵庫県加西市議会